

災害に備えた 地域での支えあい



札幌市は

ひなんこうどうようしえんしゃめいほじょうほう

「避難行動要支援者名簿情報^(※)」を提供します。

※避難行動要支援者名簿情報：災害発生時の避難等に特に支援を要する方に関する情報

災害時の避難に 支援が必要な方の情報が 提供できるようになりました

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の大半が65歳以上の高齢者であること、障がいのある方たちが犠牲になりやすいということが明らかとなりました。

その反省から、災害時の避難等に特に支援を必要とする方々の名簿作成が市町村長の義務となり、札幌市でも名簿を作成しました。

この名簿の情報を、町内会など、日頃から災害に備えた避難支援に取り組んでいる(又は、取り組む予定の)地域団体に、提供することができるようになりました。

これまでの札幌市の取組 よう はい りよ しゃ ひ なん し えん ～要配慮者避難支援～

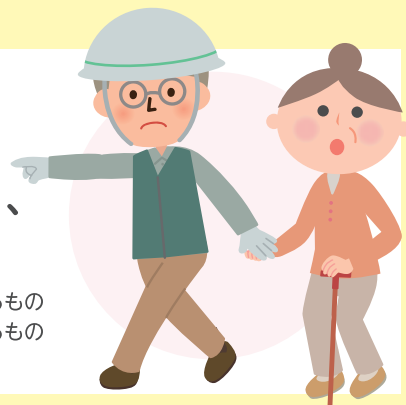
大地震や大きな災害が発生したときに高齢者や障がいのある方等(要配慮者)は自分の力だけでは避難できない場合があります。

これらの方の避難支援等を町内会や福まちなどの地域ぐるみで進めていただくことを「要配慮者避難支援」と言い、札幌市では、平成20年度からこの取組を行う地域団体の支援を行っています。

要配慮者避難支援の進め方

手上げ方式や同意方式(※)により要配慮者を募り、支援者とマッチングして災害に備える。

※手上げ方式：町内回覧などで登録を呼びかけ、本人からの申し出により取組を進めるもの
同意方式：地域団体が直接本人に働きかけて、本人の理解を得ることで取組を進めるもの



支援が必要となる人は？

要配慮者のうち、災害の発生またはそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、速やかな避難を確保するため特に支援を要する方たちを「**避難行動要支援者**」ひなんこうどうようしえんしゃといいます。札幌市では、次に示す方が該当します。



具体的には

- ◎要介護の認定を受けている方
- ◎居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護、生活介護、共同生活援助、移動支援の障がい福祉サービス支給決定を受けている方
- ◎身体障害者手帳1～2級を所持している方
- ◎視覚障がい、聴覚障がいのある方
- ◎療育手帳Aを所持している方
- ◎精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ◎特定疾患医療受給者のうち、重症認定を受けている方など
- ◎その他市長が特に必要と認めた方

名簿情報の提供が受けられる人は？

名簿情報の提供を受けられるのは、災害の際の避難支援等の実施に携わる方々であり、「**避難支援等関係者**」ひなんしえんどうかんけいしゃといいます。札幌市では、次に示す各団体が該当します。



具体的には

- ◎町内会・自治会
- ◎連合町内会
- ◎地区福祉のまち推進センター運営委員会
- ◎福祉推進委員会
- ◎地区民生委員児童委員協議会
- ◎地区社会福祉協議会
- ◎マンション管理組合 など

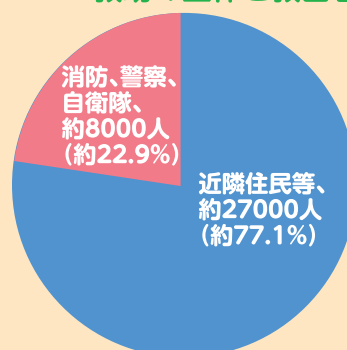
地域での支えあいの重要性 ～過去の災害から～

阪神淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されたという調査結果(図表)があることから、災害が発生したときには、家族や地域住民による支えあいの果たす役割が重要となります。



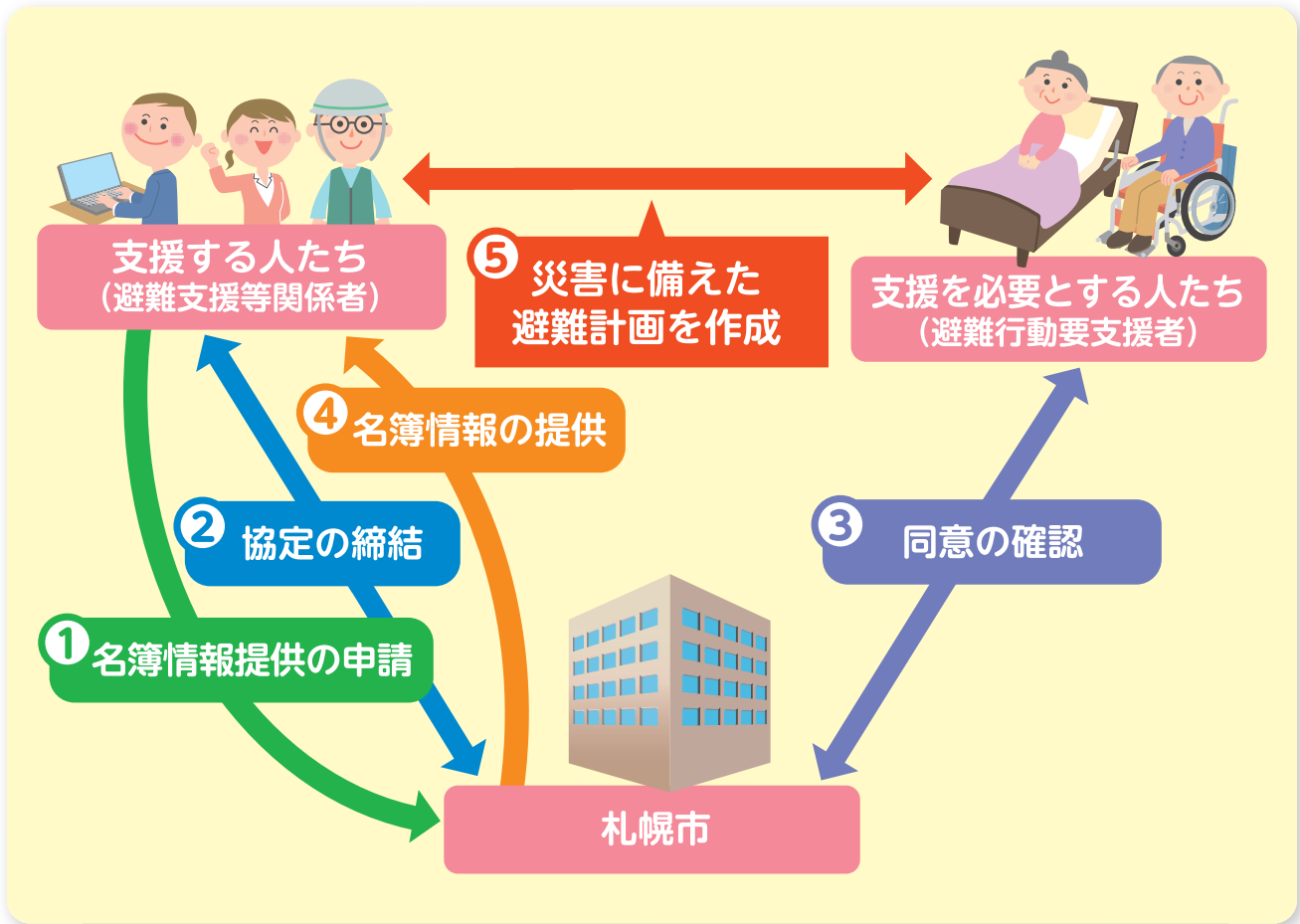
図表

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



(内閣府 平成26年度版防災白書より)

名簿情報提供までの流れ



①名簿情報提供の申請

避難支援等関係者は、名簿情報の管理者や取組方法等を決定した上で札幌市(各区保健福祉課)に対して、名簿情報の提供を申請します。

②協定の締結

札幌市(各区保健福祉課)と避難支援等関係者は、名簿情報の取扱いに関する協定を締結します。

③同意の確認

札幌市(保健福祉局総務課)は対象となる避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて同意を確認します。

※より多くの避難行動要支援者から同意を得るため、地域においても、回覧板や掲示板、地域の広報誌等により、取組を呼びかけます。

④名簿情報の提供

札幌市(各区保健福祉課)は同意を得られた避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者に提供します。なお、名簿情報の管理者は、あらかじめ、札幌市(各区保健福祉課)が実施する個人情報の取扱いに関する研修を受講します。

⑤災害に備えた避難計画を作成

避難支援等関係者は、名簿情報に記載された避難行動要支援者全員と面談を行い、個別避難計画を作成します。

名簿情報はどのようにして活用するのでしょうか？



名簿情報の内容はこのようになっています。

(表は、名簿情報の提供イメージです。)

氏名	住所	方書	年齢	性別	連絡先	避難支援等が必要な理由	
						要介護	障がい等
〇〇〇〇	〇区〇条1丁目1-1	〇〇方	80	男	000-0000	○	
□□□□	□区□条1丁目2-2	コーポ□□	75	女	000-0000	○	○
〇〇〇〇	〇区〇条2丁目3-1		12	男	000-0000		○
□□□□	□区□条2丁目1-3	□□マンション	69	女	000-0000	○	
〇〇〇〇	〇区〇条3丁目4-1	〇〇方	73	男	000-0000	○	
□□□□	□区□条3丁目4-1	□□方	82	女	000-0000	○	○
〇〇〇〇	〇区〇条4丁目1-5	〇〇方	51	男	000-0000		○
□□□□	□区□条4丁目2-3	□□方	88	女	000-0000	○	

避難行動要支援者名簿情報の活用方法は？

活用方法は取組を行う避難支援等関係者の状況によって大きく二つに分類されます。

1 手上げ方式等による要配慮者避難支援に取組んだ後に、名簿情報を活用する場合

すでに把握している要配慮者については、これまでと同様に支援を行っていただき、札幌市が提供する名簿情報に記載されている方については、面談等を行い、個別避難計画を作成します。

2 名簿情報を活用して、要配慮者避難支援の取組をこれから開始する場合

札幌市から提供される名簿情報をきっかけに、避難行動要支援者ごとに、災害に備えた個別避難計画を作成します。また、地域の実情に応じ手上げ方式等を取り入れ、対象者を増やすなど取組を拡大させるようお願いいたします。



こんな場合はどうするの？



Q1

個別避難計画とはどういう内容ですか？

A

避難行動要支援者の状態や地域の実情に応じ、次のような内容を想定しています。

(例)

- ・支援者AさんまたはBさんが避難場所まで一緒に避難する。
- ・支援者Cさんが避難するときに声をかけていく。
- ・支援者DさんまたはEさんが避難準備情報の発令を本人に伝える。
- ・支援者Fさんが避難準備情報の発令を、あらかじめ決めておいた親族に伝える。
- ・支援者GさんまたはHさんが必要に応じて119番に通報する。
- ・支援者IさんまたはJさんが避難場所での生活に配慮する。
- ・同居の親族による支援が見込めるため、現時点での支援は要しないが、家族状況に変化があり次第支援内容を検討する。

Q2

避難行動要支援者は、要介護の方や障がいのある方など、様々な理由によって対象となっていますが、例えば、要介護の要件に該当する方だけ情報提供を受けることはできますか？

A

いずれの要件についても、等しく支援を必要とすることから、特定の要件に該当する方だけの情報を提供することは想定しておりませんので、ご理解ください。

Q3

名簿情報提供後に転居などにより対象者が増えた場合は教えてもらえますか？

A

年に一度、最新の状態の名簿情報を提供します。

Q4

町内にある病院に長期的に入院していたり、施設等に入所していたりする方も名簿情報に含まれますか？

A

地域の避難支援等関係者の人数も限られているため、札幌市が提供する名簿情報には含まれません。ただし、地域の実情に応じて避難支援の対象とすることを妨げるものではありません。

Q5

平常時から個別避難計画の作成はしないものの、災害が発生したときには名簿情報を利用したいので、あらかじめ提供を受けておくことはできますか？

A

平常時からの名簿情報の提供は、災害発生時の速やかな避難を可能とするために、あらかじめ個別避難計画を作成しておくことが目的となります。そのため、個別避難計画を作成しない場合には、提供することができませんので、ご理解ください。

Q6

札幌市から提供された名簿情報を、福まちの見守り対象者を把握するために利用してもよいですか？

A

名簿情報は、個別避難計画を作成するための面談等、災害の発生に備えた取組にのみ利用することができます。ただし、その面談等の結果として、本人からの希望により、福まちの見守り対象者とすること等は差し支えありません。



この取組はあくまで地域の方々の善意に基づくものであり、災害が発生した際には、誰もが自分自身とその家族等の安全を確保することが最優先になります。そのため、個別避難計画で支援者になっているとしても、結果として支援できない場合もあります。

このことは避難行動要支援者にも理解してもらおうよう、札幌市では同意書などにその旨を明記します。

●お問い合わせはこちらまで●

札幌市保健福祉局総務部総務課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

TEL.011-211-2932

中央区 保健福祉課 TEL.205-3301	豊平区 保健福祉課 TEL.822-2451
北区 保健福祉課 TEL.757-2470	清田区 保健福祉課 TEL.889-2034
東区 保健福祉課 TEL.741-2459	南区 保健福祉課 TEL.582-4734
白石区 保健福祉課 TEL.861-2443	西区 保健福祉課 TEL.641-6942
厚別区 保健福祉課 TEL.895-2471	手稲区 保健福祉課 TEL.681-2478

札幌市避難行動要支援者名簿情報提供

検索



さっぽろ市
02-F01-16-1952
28-2-1134

札幌市